

## 情報公開制度

市が保有している情報（公文書）を請求に応じて公開する制度です。

区 分	内 容
実施機関	市長、議長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者
公開を請求できる情報	実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面及び電磁的記録で、職員が組織的に用いるものとして実施機関が保有しているもの
情報公開を請求できる人	どなたでも公開請求することができます。
請求の方法	公文書開示請求書に必要な事項を記入して提出してください。
審査請求	決定（不開示、一部開示等の決定）に不服があるときは、審査請求をすることができます。

### 【問合せ先】

本庁総務課	TEL 29-5031	錦総合支所地域振興課	TEL 72-2110
由宇総合支所地域振興課	TEL 63-1111	美川支所地域振興班	TEL 76-0329
周東総合支所地域振興課	TEL 84-1111	美和総合支所地域振興課	TEL 96-1111
玖珂支所地域振興班	TEL 82-2511	本郷支所地域振興班	TEL 75-2311